

基発 1006 第 15 号
平成 22 年 10 月 6 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省労働基準局長

平成 22 年度最低賃金周知広報の実施について（協力依頼）

最低賃金行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、最低賃金制度は賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るセーフティネットとして重要な役割を果たしており、また、本年においては、6月3日に開催された雇用戦略対話第4回会合（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/koyoutaiwa/>）において、最低賃金引上げに関する政労使の合意が行われるとともに、この合意は「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）に盛り込まれており、最低賃金制度の重要性はますます高まってきております。

このような中で、各地方最低賃金審議会において、雇用戦略対話における最低賃金引上げに関する合意を踏まえた審議が行われ、本日までにすべての地域別最低賃金額が10円以上の引上げとなる公示が行われたところであり、改定された最低賃金額及び最低賃金制度について広く国民に周知を図り、同制度の履行確保を図ることが一層重要になっておりますが、その履行状況は今なお十分とは言い難い実情にあります。

このため、厚生労働省においては標記の周知広報を実施することとしており、貴職におかれましても、最低賃金制度の趣旨を御理解の上、貴機構が発行される広報誌への掲載などによる改定された最低賃金額及び最低賃金制度の周知について、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、御参考までに、広報原稿例を同封させていただきます。

(広報原稿例)

すべての都道府県で地域別最低賃金額が改定されました

－時間額 10 円から 30 円（全国加重平均 17 円）の引上げ－

すべての都道府県労働局において、下表のとおり地域別最低賃金額を改定し、平成 22 年 10 月 7 日から 11 月 5 日までの間に順次効力が発生します。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。

仮に最低賃金より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとされます。したがって、最低賃金未満の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。また、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則（50 万円以下の罰金）が定められています。

経営者の皆様におかれましては、貴社の労働者の賃金額が決して地域別最低賃金額を下回ることはないよう、金額を御確認ください。

なお、派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている地域別最低賃金又は特定（産業別）最低賃金が適用されることとなりますので御注意ください。

平成22年度地域別最低賃金改定状況

都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日
北海道	691	H22. 10. 15	石 川	686	H22. 10. 30	岡 山	683	H22. 11. 5
青 森	645	H22. 10. 29	福 井	683	H22. 10. 21	広 島	704	H22. 10. 30
岩 手	644	H22. 10. 30	山 梨	689	H22. 10. 17	山 口	681	H22. 10. 29
宮 城	674	H22. 10. 24	長 野	693	H22. 10. 29	徳 島	645	H22. 10. 16
秋 田	645	H22. 11. 3	岐 阜	706	H22. 10. 17	香 川	664	H22. 10. 16
山 形	645	H22. 10. 29	静 岡	725	H22. 10. 14	愛 媛	644	H22. 10. 27
福 島	657	H22. 10. 24	愛 知	745	H22. 10. 24	高 知	642	H22. 10. 27
茨 城	690	H22. 10. 16	三 重	714	H22. 10. 22	福 岡	692	H22. 10. 22
栃 木	697	H22. 10. 7	滋 賀	706	H22. 10. 21	佐 賀	642	H22. 10. 29
群 馬	688	H22. 10. 9	京 都	749	H22. 10. 17	長 崎	642	H22. 11. 4
埼 玉	750	H22. 10. 16	大 阪	779	H22. 10. 15	熊 本	643	H22. 11. 5
千 葉	744	H22. 10. 24	兵 庫	734	H22. 10. 17	大 分	643	H22. 10. 24
東 京	821	H22. 10. 24	奈 良	691	H22. 10. 24	宮 崎	642	H22. 11. 4
神奈川	818	H22. 10. 21	和歌山	684	H22. 10. 29	鹿児島	642	H22. 10. 28
新 潟	681	H22. 10. 21	鳥 取	642	H22. 10. 31	沖 縄	642	H22. 11. 5
富 山	691	H22. 10. 27	島 根	642	H22. 10. 24			